

2018年3月16日

「休み方改革」積極導入！ ～年休10日間必須取得～

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、2018年4月1日より全職員・パートタイマーを対象に新休暇制度を導入致します。

当金庫は、これまでも「仕事と生活をうまく両立することで、一人ひとりの新たな能力を引き出すことは自分自身だけでなく、企業にとっても有利である」という考え方のもと、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進してまいりました。

近年「働き方改革」や「休み方改革」は世間でも定着しつつあり、企業の取組状況について注目されておりますが、当金庫においても「休み方改革」をポジティブに取り組むことで生産性の向上を図り地域経済の活性化に貢献してまいります。

今後、当金庫は、年間10日間の休暇により家族とのふれあいやプライベートを充実させる環境づくりに取り組み、働きやすい職場を目指していく方針です。

記

【新設する休暇制度の概要】

❖対象者

全職員・パートタイマー

❖内容

年度間に5連続・3連続・2連続休暇として年次有給休暇の計画的付与とし、
年間10日間必須取得を義務化

❖導入日

2018年4月1日

❖新設する休暇制度の愛称

「リフレッシュ休暇」

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。

○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729

【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】

○FAX 0120-201-580

※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。